

招集期日 平成23年2月17日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎5階第2委員会室

開 会 2月17日(木曜日)午前11時25分

閉 会 2月17日(木曜日)午後 0時41分

出席委員 委員長 近藤 常雄 副委員長 金澤 秀信  
委員 小出 亘 委員 吉澤 かつら  
委員 永澤 美恵子 委員 関谷 真奈美  
委員 横田 淳一 委員 平山 五郎  
委員 宮岡 治郎

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 環境経済部次長 農政課長  
農業委員会事務局長 市民部長  
市民部次長 市民生活課長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 鹿山 明美

△ 開会及び開議の宣告（午前11時25分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより交通対策特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、これよりお手元の次第に従いまして議事に入ります。

まず、1の交通渋滞対策についてですが、最初に（1）の西多摩運送についてを議題といたします。この件については、前回、「西多摩運送が移転するというような話は一切出ていない」と執行部より説明がありましたが、そもそも農用地の除外申請が出された当時、申請に至るまでどのような経過があったのか、改めて執行部より説明をお願いいたします。

農政課長 おはようございます。お世話になります。それでは、西多摩運輸の農振除外について、過去の経緯等関係書類を調べた結果についてご説明を申し上げます。

西多摩運輸株式会社は、関東運輸局から一般貨物自動車運送事業並びに特別積み合わせ運送事業の2部門の許可を得ております。平成20年3月に、西多摩運輸株式会社は一般貨物自動車運送事業、これに対して特別積み合わせ運送の部分の事業計画の変更認可申請を関東運輸局に行いました。この申請は、許可されている運送事業の特別積み合わせ運送事業の部門をほかの場所に移転したいという内容でございました。

西多摩運輸株式会社が関東運輸局に申請した理由としては、現在、アウトレット付近にある埼玉物流センター営業所を今、現存する八王子営業所と移転主体特別積み合わせ運送事業所の間に置く経過地として計画申請を行いました。このことによりまして平成20年4月に、特別積み合わせ運送事業の部門を金子地区の西柱のほうに移転するための農用地区域除外申請が提出されました。その理由としましては、提出された事業計画書によりますと、アウトレットパークの開設に伴いまして今までの営業所では物流の対応に無理が生じ、新たに特別貨物積み合わせ運送事業所をつくり移転することが必要となったと記されております。平成20年5月には、申請地を農振区域から除外することに対し、入間市農業委員会の意見を伺っております。農業委員会に農政課職員が先ほど述べましたことについて説明をし、意見を伺ったところ、異存なしの回答を農業委員会から受けております。

つけ加えますと、先ほど特別貨物積み合わせ運送事業所をつくり、移転することが必要となったと申し上げましたが、冒頭に申し上げましたように、西多摩運輸株式会社が計画していたのはそのうちの特別積み合わせ運送事業の部門の移転だけでございました。ということで、移転することが強調され、その当時の説明が不十分で誤解を招いたかもしれないということがございます。

以上で経過説明とさせていただきます。

委員長      ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して質疑等がございましたらお願いし

たいと思います。

無理が生じるというような話があったよね。

農政課長 はい。無理が生じるというのは、今、前の埼玉物流センター営業所に、先ほど申し上げましたように特別貨物と一般貨物がございまして、非常にアウトレットの店舗が200を超える店舗がございまして、その物流に関して、前の営業所では非常に運送事業として困難ということで、その部門の中にある特別貨物の部門を西桂のほうに移転しまして、一般貨物のエリアを広くするような形で事業を分けて一般貨物のほうをそちらから配送によるものを、また運送事業によって桂のほうの今ある施設のほうに、荷の荷さばきというのですか、それを行えるような形で申請されたということでございます。

委員長 では、簡単に言うと、今、西多摩運送をそっくりあそこを廃止してではなくて、一般は残して、特別貨物だけを移転するという形なのかな。

農政課長 そうでございます。それから、貨物自動車運送事業法の中でその法の第2条に一般貨物自動車運送事業というのがございまして、その中には一般貨物自動車運送事業と、いわゆる今申し上げている特別積み合わせ貨物運送事業というのがございまして、特別積み合わせ貨物運送事業については農振農用地の中に除外して入れるということなのですが、一般貨物自動車運送事業については農用地のほうの中にはできないという法の中で規制があるようでございます。ということで、特別貨物のほうは桂のほうに移転

しても、それに付随する一般貨物のほうは桂のほうには移転できないという法の中の縛りがあって残っているようでございます。

永澤委員 済みません。経過はよくわかったのですけれども、一番問題なのは、それが農業委員会の方々にわかったのか。先ほど誤解が生じたのではないかということのご発言があったわけですが、今私たちが聞いていてもなかなかわかりづらいです。やはりそれでアウトレットパークのところでの事業が困難になったから向こうに移転したいというふうにしかな聞こえなかったのだと思うのです。そうすると、当然、ではあそこの建物では確かに営業が困難だから、全面移転するのだなというふうに誤解を生じたというふうにお考えになって今のご発言があるのでしょうか。

農政課長 実際に今回の西多摩運送の除外の申請においては、特別貨物運送事業のほうを移転するというふうな計画になっておりますので、その言葉の中の申請の言葉の中で移転する必要があるという中の説明で当時説明したのだと思うのですが、そこですべて移転するような解釈をされたのかなという、それは私、当時いみませんでしたので、あくまでも推測の中のお話で申し上げているところですが、現在、皆様のほうにそういう形で説明されても、すべて移転するようなニュアンスでとれた方もおられるのかなということで、非常に言葉の中のあいまいなところがあったのかもしれないと思うのですが。

以上です。

委員長 よろしいですか。

永澤委員 はい。

金澤委員 私、当時、農業委員でいましたから申し上げますけれども、誤解したと。では、我々が悪かったということですか、今の口ぶりだと。完全に移転をして営業できないから、もう出ていかざるを得ないのだと、だからこれだけのかなり大きな土地でした、今現在の営業所に比べても。

農政課長 そうです。

金澤委員 だから必要なのだというような説明をしたので、農業委員会として了承がされたわけですよ。今のご説明だと、それこそ誤解されますよ。農業委員会の方々に、そのような今、一部誤解がされたような方もあるかもしれませんというお話でしたけれども、では正しく認識した人が一人でもいたのですか。そういうふうなお考えなのですか。ちょっと私には、当時いらっしゃらなかったわけだからこれ以上言ってもあれなのですから、ちょっと今のご説明では、まるで農業委員会側が理解不足だ、認識不足だったかのような話で終わってしまったのは、農業委員会の方に申しわけないなと、私自身もその場にいましたから。ちょっと今の説明はいただけないのですけれども、何かお話しされたいことがあればどうぞ。また、ちょっと農業委員会の事務局長としても、当時いらっしゃらなかったのですけれども、農業委員会の立場としてお考えがあればお話ししていただければと思います。

農政課長 私のほうの説明が誤解を招いたことであれば大変申しわけないと思います。農業委員会の過去の説明について、この申請に関し

での事業計画書に基づいて説明したと考えておりますので、その中で当時の説明したものが十分な説明で皆様にご理解いただけなかったというこちらのほうの説明不足があったかと思えます。

以上でございます。

農業委員会事務局長 実は、当時、この件に関しまして、農業委員会のほうの意見を求めるという手続的な段階があったわけなのですが、こちらにつきましては5月26日開催の農業委員会総会に諮ってあるものと思えます。当時は、まことに残念なことなのですが、それが今となってはよし悪しという話にもなってしまいますが、議事録の内容のほうを確認させていただきましたところ、議案として提案している事項ではなかったのです。委員会を閉会した後での協議会の中での説明ということで、大変残念なことなのですが、議事録のほうには記録がございません。

そのような中で、先ほど農政課長が申し上げたような農政課からの説明がどのようなことであったかというのは、現段階では正確なところは私には判断がつかない状況でございます。

金澤委員 できれば農業委員会事務局長にお話ししたいのですが、そういう意味では議事録が残っていないのであれば、もう誠意をちょっとご努力いただいて、当時の石川委員長さんに当時の状況はどうであったのかお聞きしていただいてもよかったのかなという思いはあります。

もう一つだけ確認させていただくと、課長、要するに当時の説明で、一般は残りますと。特別な部分だけ出ると。つまり

2カ所になるのですという説明は一切なかったのです。営業できないから移転をするから除外申請をお願いしますというような話だったので、一部に誤解があったとか説明が足りなかったということではないです。説明が足りなかったのではないです。移転をしますというような話でした。ただし、ではその当時、そのような説明の法的なしがらみで一般は出られないのだと、特別しか出られないのだと、一般は残さざるを得ないのだというような話であったとしても、当時、それは営業に差し支えがあるわけですから、特別積み合わせについては。これはこれで除外申請は通った可能性は大きいと思います。ただし、それはそれとして、今のこの交通対策特別委員会におけるご説明の中ではちょっといただけないのかなというふうに私は思います。

以上です。これの答弁は結構です。

委員長 ほかにありますか。

横田委員 その申請書に特別の部分だけ移転しますという、申請書そのものにそういう内容というのは書いていないのでしょうか、詳しい説明、申請書の中では読み取れないのですか。

環境経済部長 今の質問にお答えします。申請書そのものは、今ある既存のところの事業計画を変更しますという変更申請書という形になっております。

横田委員 そうなのですか。

環境経済部長 ええ、そうです。ですから、あくまでも一般貨物というのは、具体的に言えばクロネコヤマトなんかをイメージしてもらえ



ばいいのですが、一般の人が行ってこの荷物をどこかへ運んでくださいということが頼めるところが一般で、積み合わせというのはそうではなくて、各営業所から集まったものを組み合わせて、東北地方なら東北地方に持っていくと、そういう基地です。そういう場所です。そういうものに限ってだけ農用地除外がきく。一般のところは絶対それはだめというふうになっております。

ですから、もともと申請は、西多摩運輸はそのことは当然承知の上で申請しているわけですが、当時の農政課の人がそのことをよく理解して、きちっと農業委員会に説明しているかどうかというのはちょっとつぶさにわからないわけですが、今現在はそういうことがあってはいけないということで、協議会というような形ではなくて、意見を聞くことも議案としてきちっと出そうということに変えて、今はそういう形のものも議事録に残す形にさせていただいております。

以上でございます。

横田委員 申請書だけでは、結局は内容そのものが読み取れないということですね。恐らく農業委員会のほうとしては、一般も特別も全部移るというふうに申請書から読み取ったのだと思うのですが、実は一部だったというのは、申請書からは読み取れない。

農政課長 当時の申請書なのですが、そこには埼玉物流センター営業所は、入間市宮寺字開発3170番5ほかに存在するが、上記物流を考慮する場合、営業所に対応するには無理が生じ、新たな営業所の用地を取得、特別貨物積み合わせ運送事業所を新設、移転することが

必要となりましたということで、事業計画書には記されております。

横田委員 書いてあるということですか。

農政課長 はい、そうです。

委員長 よろしいですか。

横田委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

小出委員 移転という言葉は、やっぱり申請したときの言葉が、出したほうが誤解を招いたと思うのです、やっぱり。移転するというふうに言われれば、移るというふうにみんな思うので、その辺も含めてちょっとここで議論するよりは、また農業委員会でそのことを明確にするということができないかな、それはそれで必要だろうなというのは思うのです。ここでちょっと時間かけても何かなというふうに思うのですが。

委員長 よろしいですか。

〔発言する人なし〕

委員長 それでは、環境経済部長のほうからも話がありましたとおり、協議会のほうもこれから議事録をとっていただくような方法でひとつお願いしたいと思いますけれども。

ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、西多摩運送の件についてを終わりにいたします。  
暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、(2)の要望事項(案)についてですが、お手元にご配付のとおり、選抜メンバーでまとめていただきましたので、金澤副委員長から説明をお願いいたします。

金澤委員 先日、選抜メンバーと呼ばれるほどのものでは……各会派から出していただきまして、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございました。事務局のほうで最終的にまとめていただいたものが今お手元にあると思いますので、ごらんください。

大きく概略説明させていただきますと、各会派から出された要望事項を一番最後のページのような一覧にさせていただきますと、各項目ごとにもう一回内容の確認、議論をいたしまして、最終的に各項目ごとに、備考欄にマル・バツがついておりますけれども、賛成、反対の挙手をしていただきました。残念ながら2項目ほどバツがついておりますが、少数意見ということでしたので、ただこれは脚下するというのではなくて、あくまでも小グループの中の打ち合わせでは、その中では賛成多数は得られなかったということですが、少数意見としてここに出させていただきますので、ご了承ください。

そこで、大きく分けて表を見ていただくとわかりますけれども、道路整備、駐車場関連、車道誘導関連、情報、調査、公共交通、

あと協議会というような大きく7項目に分けて議論させていただきました。一つ一つについては、時間もありませんので、委員長、どうでしょうか。一つ一つについて説明をもう一回しましょうか。

委員長　そうですね。1回、一通りぱっと読んでいただければ一番ありがたいと思いますけれども。

金澤委員　では、一番最初のもとのページにお戻りください。道路整備関係等については、地図が3ページ目に挟んでありますので、それを見ながらご理解いただけたらと思います。道路整備関係の1番は、市道幹56号線、通称藤宮道路と国道16号交差点付近の渋滞緩和のため、以下のとおり道路改良等を行うこと。先ほど言った西多摩運送さんの交差点になります。

では、①として、交差点付近の道路の拡幅です。具体的には右折・左折レーンの延伸が必要だろうということです。②として、商業施設への進入路、引き込み側道の整備。③として、例えば右折信号の延長、これ実際には市民生活課長さんのご説明によれば、当初、右折矢印信号の表示が5秒であったものを現在は改善されて10秒になっているというようなご説明もいただきましたけれども、それも含めてさらなる信号間隔の調整が必要であろうというようなことでした。

また、2番として、地図上のBですが、アウトレットと霊園と間の狭い市道になりますけれども、このD18号線を拡幅して青梅、八王子方向への車両の分散を図るのはいかがでしょうかというようなご

提案でした。

3番として、県道川越入間線から市道D230号線へ抜けるD236号線を拡幅すること、つまりこれは地図で㉔になります。林、三ヶ島方面に抜ける道路になります。これはいずれも賛成多数でありました。

次に、駐車場関係としてアウトレットとコストコの店舗内駐車場に対し相互利用の促進をさせること。現在、アウトレットの第2駐車場をコストコ側にも提供しているということで相互利用を認めているのですが、利用者がより少しでも近い位置の駐車場にとめたいということで、なかなか第2駐車場の利用が少ないということで、いろいろな面で相互利用の促進をしてほしいということです。

2番目に、コストコ駐車場への入場路に滞留帯を設けるなど入り口対策を講じること。

3番、アウトレット、コストコそれぞれの来客者数と駐車台数（臨時駐車場合む）のデータの提示を求めることの3点が上がりました。これもいずれも賛成多数です。

次に、車両誘導関係です。地図をもう一度見ていただきますと、㉕になります。D466号線と県道川越入間線のT字路、元池内自動車のあった場所に誘導員、現在1名が設置されているとのこと。これは土日、セール時です。設置はされているのですが、その方の資質の問題もあるのですけれども、いかんせん渋滞時では1名ではとてもさばき切れないだろうということで、ここには増員と

いう書き方になっています。それも含めて、この場所の誘導員の増員も含めて連休、年末年始、セール時の交通誘導体制を拡充することということになりました。

2番目に、分散という観点から県道川越入間線に、所沢市林方面への誘導表示看板を、これが例えば所沢インター近道とかになると思うのですけれども、看板設置をすること。

3番目に商業施設店内や出口付近に、周辺道路の渋滞情報を電光掲示するボードを設置し、つまり現在渋滞中ですよと。今出ていくと渋滞に巻き込まれますよとかという意味だと思うのですが、帰宅車両の時間分散や混雑道路の回避を誘導すること、これを要望する。

4番です。国道に、これは16号と463号バイパスを意味しますが、渋滞や駐車場の情報表示板を設置すること、つまりこれからアウトレットや入間市内に入ってくる車両に対しての情報提供になります。これについては、主に設置責任者である国、国交省のほうへの要望という形になります。今までよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

金澤委員 情報提供関係で、セール時期における渋滞予測情報を店側のホームページに掲示させるとともに、周辺住民等に広報すること。ただし、ここでいろいろな意見がありまして、この周辺住民への広報なのですが、これちょっとやっぱり店側の広告、宣伝にもつながりかねますので、取り扱いは難しいのですけれども、工夫を

して広報していただきたいということでした。

2番目に、エフエム茶笛からの情報提供を増やすよう要望することです。

済みません。ちょっと訂正なのですが、言い方が悪かったのですが、この要望事項で取りまとめた2ページについては、すべて賛成多数のものでしたので、先ほど言ったように賛成少数のものについてはここには掲載されていません。申しわけありません。訂正させてください。

調査関係として、平日、祝祭日、大型連休、セール期間などにおける大型商業施設周辺道路の交通量調査、実態調査を依頼するとともに、その調査結果に基づく渋滞緩和策の提案をこれは店側にも求めること、ここが大事だというふうを考えます。

次に、公共交通バス関係で渋滞時の増車計画を充実させること。

次、2番目に、土日の渋滞時にアウトレットを経由しないコースを設定すること。これちょっとわかりにくいのですが、博物館アリット方面に、二本木方面に行くバスが、16号を来て、コストコの駐車場に1回入って、1周をして博物館に行くというようなコースを今とっているらしいのですが、渋滞時は大変な話になりまして、帰りもそうなのですが、実際にはどうしても大渋滞のときにはそこを避け、アウトレットに入らないで行く方法もあるらしいのですけれども、きちんと経由しないコースを設定することというような提案、要望がありました。

3番目に、ビーコンを利用した先進的信号機（優先信号）の設

置とバス車両の改造を図ること。これちょっとわかりにくいかもわかりません。今、東京都の都バスなどでは、もう既にこういうことをやっています。できるだけ公共交通バスの遅延がないような信号機の改造を行っているということです。

最後に協議会関係として、大型商業施設の責任者と市、市議会（交通対策特別委員会）、警察及び大宮国道事務所との協議会を設置することです。意見として、自治会連合会に入っていたらどうかというような意見もありました。しかし、自治会連合会、つまり住民の意見については、これは市議会がきちんとそれは吸い上げて、住民代表として議会が発言すればいいのではないかというようなことで、ここには明記はしていません。また、さらに交通対策とか渋滞関係を専門に研究されている大学の先生、教授とかそういう学識経験者なども協議会に入れたらどうかというような意見もありましたけれども、そういうなかなか忙しい方に毎回毎回来ていただくのはどうかというようなこともありましたので、交通対策特別委員会で別途協議会、勉強会を開いて、そのような学識経験者の意見を市議会側が、交通対策特別委員会側がこの協議会を設置した場合に、それも含めて発言すればいいのではないかというようなことで、それも明記はしていません。

以上で賛成多数のもののご紹介を終わります。

最後に、2点、一番下でありますけれども、入間インターチェンジからアウトレットへの直接進入路の建設をアウトレットに要望することというような提案がありました。



また、2番として、連休、年末年始、セール時の臨時駐車場を十分に確保することというのがありましたけれども、市民生活課長さんのご説明では、臨時駐車場の台数そのものは、もうほぼ十分に確保されているというようなご判断であって、問題は道路整備の問題、誘導の問題、それにあと駐車場の入り方の問題などのそこに問題があるということで、この2番、臨時駐車場の確保については賛成少数ということになりましたので、ご紹介させていただきます。

最後に、ちょっとつけ加えさせていただきたいのですが、この小委員会があった、小グループでの検討会が終わった後なのですけれども、私ちょっと個人的に狭山警察署の交通課の課長さんとお話しすることがありまして、特にこの関連であった車両誘導関係の4番、国道に渋滞や駐車場の情報表示板を設置することということに対して意見を求めました。求めましたところ、これをやるとしたら国交省になるらしいのですが、1台設置するのに何千万とか億単位のお金がかかってしまうので、要望は要望として理解できますが、かなり実現性は難しいでしょうと。埼玉県内でも国道に対する渋滞情報の表示というのは、さいたま市内に1個か2個あるぐらいですよと。17号ではないらしいのです。そういうような話で、また詳しいことを教えてくださいというようなお願いはしたのですが、逆に提案をしていただきまして、今現在、国交省が考えているのは、渋滞情報をそうやって大型電光掲示板を設置してお金がかかるよりも、今はもうカーナビを積んでいるの

で、カーナビに渋滞情報は表示されると。しかし、国道は、今そういう渋滞を検知するセンサーが設置されているのですが、藤宮道路とか県道には設置されていませんので、その藤宮道路と県道に渋滞情報のセンサーを設置していただいて、それがカーナビに反映されたほうが費用対効果から含めて、実現性も含めて高いのではないですかというような話もありましたので、それも警察署のほうのあくまでも参考意見としてつけ加えさせていただきます。

以上で説明を終わります。

委員長 ありがとうございました。大変ご苦労さまでございました。

それでは、今の金澤副委員長のほうからご説明をいただきましたが、何か質疑がございましたらお願いしたいと思います。

宮岡（治）委員 最後の取りまとめ表なのですけれども、18番の公共交通の3番、ビーコンを利用したというところ、ビーコンで何ですか。

金澤委員 これは赤外線のことです。簡単に言うと、テレビのリモコン。このようなイメージで考えていただいてもいいと思います。

宮岡（治）委員 ちょっと混雑しているところで、そちらが操作すると優先的に仕組みがされるとかあるのですか、何かよくわからないのだけれども。融通をきかせて、極端に込んでいるほうを優先させるとかそういう装置ですか。

金澤委員 今、都バスでもそうなのですけれども、バス自体に発信装置がありまして、それが例えばここに信号があるとすると、ここにバスの発信、リモコンを、赤外線を検知する装置がここにこういう

ふうにあります。ここを通過すると検知して、この信号を赤なら青に、青なら青の時間を延長するよとということススムーズに進行ができるよにするもの。

宮岡（治）委員 わかりました。ありがとうございます。

金澤委員 また、さらに都バスなどでは、バス停自体にそれが連動してまして、あとバスが何分て来ますよという電光表示、時間表示、これも今行っています。ですから、バス停で待っている方があと何分て来るよとか、すごい渋滞で60分待ちとか、あと5分て来ますよというのてわかるので、大変利便性にすぐれているよというのてそういう活用の仕方もあります。

委員長 よろしいですか。

宮岡（治）委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

関谷委員 今、副委員長から最後にあつた説明のてころなのですけれども、国道に情報表示板を設置するには何千万から億に近にお金がかかるから、現実て難しいのてはないかというお話があつたのですけれども、そうであるならばこの4番は削除してもいいのてかなと、削除というか、こういう意見がありましたと、2ページの最後に載せる形で、ここからは外してもいいのてはないかとちょっと思つたのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

委員長 いや、これはあくまでも要望ですから、今こういう状態なのてということて警察とかそういうところて知らせるには、やっぱりそういうお金がかかるからだめだとかそういう問題てはないと

思うのです。ですから、あくまでも要望はしていきましょう。

金澤委員　ここは駐車場の道路表示も含めて入っていますのであれなのですけれども、これを取り下げるといよりは、表示設置することと、及び渋滞センサーの設置していない藤宮道路、県道上藤沢線ですか、あそこに渋滞センサーの設置を求めたほうがいいのではないかなと。追加したほうが私は個人的にはいいのかなと。それで、国交省は国交省のほうで予算と費用対効果考えて、できるところから向こうが考えて実現していただけるのではないかなというふうに考えますので、取り下げるといよりは追加したほうがいいと思います。

委員長　文言を追加することにしていけばどうかと思うのですけれども、よろしいですか。

関谷委員　はい。

委員長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

委員長　それでは、ないようですので、交通渋滞対策についての要望事項はこのような形で決定したいと思いますのですが、よろしいですか。

事務局　今の追加する文言は、副委員長一任ということでいいですか。

委員長　その辺は副委員長に一任ということで、文言部分については。

事務局　はい。

委員長　よろしいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長　それでは、交通渋滞対策についての要望事項については決定を

いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 0時05分 休憩

午後 0時05分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

次に、2の生活道路の速度規制についてですが、まず(1)の区長会(自治会)からの要望箇所について、事務局から提出状況の報告を願います。

事務局 お手元に一覧表及び案内図ということで地図を配付させていただきましたので、主にその地図のほうをもとに説明させていただきたいと思います。

まず、資料の1ページ、1番をごらんいただきたいと思います。おおむね路線ごとに①、②、③というような形で通し番号で振ってあります。それから、左上の凡例というところを見ていただければわかるのですが、AからZまで、これにつきましては道路標示等の看板とかそういったものの標示箇所を市民生活課のほうで全部調べていただきまして、打ち込んであります。

以上が全体的な説明なのですがすけれども、まず資料1から個々に説明していきたいと思います。

まず、①につきましては、これはアイポットの裏通りのような形のところです。

それから、②につきましては、そこから扇町屋方面に抜ける、

これもちよつと裏通りといたしますか、道路でございます。ただ、この②につきましては、30キロ規制のVという標示が3カ所、4カ所あると思うのですが、既に30キロ規制がかかっておるということがわかりました。一応要望としては出てきたのですけれども……

〔(外すんじゃないかった) と言う人あり〕

委員長 外すんだよ。

事務局 とりあえず出てきたものを全部表示した、結果的にそういうことなのです。

委員長 では、これは、2は外すということだね。

事務局 ③番につきましては、市民活動センターから463号、国道に抜ける道でございます、体育館のグラウンドのわきの道路でございます。

以上が豊岡第3区という自治会から出てきたものです。

次の資料2のほうですけれども、これは東町の中原自治会というところから出てきたもので、富士見公園の東西といたしますか、南北といたしますか、わきの道で、④番につきましては463号のほうに向かって、途中から、真ん中ごろからは私道になっているというところでございます。

⑤番につきましては、扇町屋団地のところから463に抜ける道でございます。

続きまして、3ページ目なのですけれども、資料の3で、こちらは東町の新田自治会というのでしょうか。

〔(そうです) という人あり〕

事務局 から出てきたもので、これは国道463号を挟んだ両サイドの2本ずつというような形で、⑥、⑦、⑧、⑨という形で出ております。これにつきましては、一覧表の備考欄にも書いておるのですが、コメントがございまして、朝夕の通勤車が幹線道路への抜け道として利用。通学・通園道路に利用指定されており、危険を感じているという自治会長さんからのコメントが付記されておりました。

続きまして、4ページ目なのですが、こちらは高倉自治会から出てきている4本でございます。おおむね市道幹23号線と国道16号バイパスを結ぶラインになっているのかなと思われま

す。続きまして、5ページ目にいきたいと思います。資料5ですけれども、これは入間ビレッジ自治会から出されたもので、黒須小学校の東側、市道A51号線ということでございます。

豊岡地区全体については以上でございます。

それから、資料6ですけれども、東金子地区ということで、こちらは2本出ております。⑮番につきましては、国道463号バイパスから16号へ抜ける道、⑯番につきましては、その16号の反対側から抜ける道です。これにつきましてはコメントがついてお

りまして、⑮番のほうにつきましてはアウトレットができた関係で国道の抜け道として使われていると。⑯番につきましては、道路が拡幅されて以来、抜け道としてスピードを出して通過する車

が見られるというようなコメントがついておりました。

続きまして、7番、資料の7なのですけれども、こちら金子地区から出されたものでございます。⑰番、⑱番ともに根通りといえますか、いわゆる根通り、国県道、青梅入間線から茶処通り、農道に抜ける道の西三ツ木分と上谷ヶ貫分の2本です。こちらも一応コメントがついておりましたので、読まさせていただきますと、⑰番のほうにつきましては、道路幅員も狭い上、根通りから進入し、農道への近道として朝夕の交通量が最近増えている状況。また、近隣住民の往来、通勤通学の歩行者も非常に多い場所でもあり、歩道もなく、高齢者等の歩行に大変危険ということになっています。

それから、⑱番のほうは、住宅が密集しており、歩道もない上、根通りから進入し、農道への近道として朝夕の交通量も非常に多い。また、朝夕の通勤・通学路にもなっているため、歩行者には大変危険とのコメントがついておりました。

続きまして、資料の8、8ページなのですけれども、こちらは宮寺地区でございます。県道所沢青梅線、所沢市境に近い付近でございます。こちらから宮寺方面とを結ぶ道路でございます。これは資料9のほうともほぼつながるような道路でございまして、続きまして資料9のほうを見ていただきたいのですけれども、こちら⑳、㉑、㉒と3本に便宜的に分けてみたのですけれども、おおむね先ほど言った所沢市方面、県道所沢青梅線の所沢方面からずっと西のほうに向かいまして瑞穂方面といえますか、16号ある



いは新青梅のほうに抜けるような大きな意味での抜け道というか、そのような関係で出されてきたものと思われます。㉑番についてはちょっとさいたま緑の森の博物館のほうに抜ける道なのですけれども、そういった形に宮寺地区からは出ております。

続きまして、西武地区なのですが、10ページ目をごらんいただきたいと思います。まず1本目は、㉒番としまして仏子駅から東へ299号と圏央道の高架下というようなところですか、ずっと線路沿いに走っているような道路でございます。

これが1本で、最後に資料の11なのですけれども、これが今の仏子駅の今度は反対側、南側になるのですか、これ2本出ておりまして、まず㉓番としましては金子坂から西武中学校のわきを通って仏子駅の南側を通るという道です。もう一本は、よく話題に出ております、今なくなってしまったパチンコ屋の裏の通りからの抜け道という形でございます。

以上、自治会区長会から出てきたものの説明を終わります。以上です。出てきたものは、これで全部です。

〔(藤沢は) と言う人あり〕

事務局 出てきません。

委員長 どうもありがとうございました。今、藤沢地区が出ていないのです。再三お願いしたのですが、出てこないということで、一応締め切りをしたということなのです。これは後ほどまた執行部のほうから説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今、各自治会から速度規制の要望箇所が出たわけですが、これを見て……その前に執行部より補足説明がありましたらお願いしたいと思えますけれども。

市民生活課長 先ほど申しましたように、資料1番の②番の路線につきましては、もう既に規制されておりますので、除外をしていただければと思います。

あとは、個々に規制のもの、また道路標示等、ここら辺について後ほどごらんいただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長 それでは、今の市民生活課長からもお話がありました豊岡地区の②番ですよね。

市民生活課長 はい。

委員長 これは速度規制が表されているということで削除していきたいと思えます。

それでは、各自治会から速度規制の要望箇所が出てきたわけですが、これを見て意見なり感想なりありましたらお願いしたいと思えます。ありませんか。よくこれ見ていただいて、また次回提出していただきたいと思えます。

金澤委員 その藤沢の話どうなって……そのところちょっと。

市民部次長 藤沢地区に、この間の、前回の委員会の12月でしたか、そのとき、終わったときに、すぐ支所長にお願いをいたしました。その後、すぐ会議が開かれましたので、お願いをいたしました。1月に入りまして各地区確認をいたしましたところ、藤沢が出てい

ないということで、またそこで1月にも会議がありましたので、支所長のほうからお願いをしております。それで、一応31日が締め切りなのですけれども、今後出てきたら、特別委員会も続くでしょうから、要望書を上げてくださいというお願いだけはしておきます。

金澤委員 立場上、余りがみがみ、がみがみ言えないとは思うのですけれども、認識として藤沢の区長会として、そういう危険箇所がなかなか見つからないと思って、探したけれどもないと思って出てこないのか、いろいろ対応で忙しくて、そこがまだ着手していないから出てこないのか、その点の認識はいかがですか。

市民部次長 私ども支所長にお願いしてありまして、支所長も、今、金澤委員さんが言われたような形のほうとしては、細かくは確認しておりません。どうして出てこないのと言ったら、地元から上がってこないということしか回答が返ってこないもので、これにつきましてにはちょっと細かい……また支所長には確認をしてみますけれども、今の段階では以上です。

永澤委員 済みません。西武なのですけれども、やっぱり仏子は出ているのですけれども、299号の向こう側の野田地区というのは一切出ていないのですが、こちらは何か聞いていらっしゃいますか。

委員長 次長、その辺は把握しています。

市民部次長 聞いておりません。うちのほうお願いした段階で、上がってきたのがこの路線ということですよ。

横田委員 地区の区長会長に言ったのでしたっけ、それ。

市民部次長 各地区区長さんが集まるときの区長会でお話をして、依頼をして、提出いただいたものです。

金澤委員 まとめておきたいのですけれども、今、新たに藤沢の場合も支所長さんに言っていただくという話だったのですが、その全部のところに関連するのですけれども、なかったらないというような報告をしてくださいと。結局百二十幾つの自治会があるわけですから、ないならないという報告をしていただいたほうが、いつまで待っていいのかどうか我々もわかりませんので、ないという報告をされた自治会で、逆に委員のほうで、いや、あるはずだなというような調査等もまた声かけもできますので、そのような声かけの仕方をお願いできるでしょうか。

市民部次長 各支所長にはその旨を話しておきまして、次回会議のあるとき、その旨を伝えるように話してきます。

金澤委員 よろしくお願ひします。

委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

委員長 ないようですので、(2)の各会派からの要望事項の提出についてに移りたいと思います。

ただいまの各自治会からの要望を踏まえまして、各会派取りまとめをしていただきたいというふうに思っております。というのは、やはり皆さん、今見たばかりなのでなかなか難しい部分があると思いますので、各会派に持ち帰っていただきまして、例えば今の野田のほうとか仏子とかいろいろ出ていましたので、その辺

について各会派で、いや、これは必要ないよとか、これはぜひ出してもらいたいと。やはりどっちか重要な部分と、出しておいたほうがいいのかなどという部分を皆さんでちょっと検討していただきたいと。これは絶対に、この箇所は危険ではないから、ぜひこれは取り上げていただきたいというようなA、Bみたいな形で出していただければいいなと思っているのですが。それについて何か皆さん、ご意見ありますか。

関谷委員 ちょっと質問なのですけれども、ここに載っていないくても、重要だと思うところは会派で相談して上げるという……

委員長 いや、そういうことではなくて。

関谷委員 そういうことではない。

委員長 今、これに載っている部分の中で。

関谷委員 載っている範囲内で削除するとか、AとかBを位置づけるという意味ですか。

委員長 ただ、宮寺なんかでも見たら、全然違う部分がありますので、その辺は区長さんにも私から話をして、この部分は削除しますよという形に持っていきたいと思うのです。

金澤委員 いいですか。今、ちょっと関谷委員が言ったように、藤沢のほうもまだ出ていないわけであって、それを2年の今回特別委員会任期もあって、ではもう1カ月藤沢の区長会から出てくるのを待ちましょうというわけにもいきませんので、申しわけないのですが、せっかく委員なら委員が参加しているわけですから、委員の目から見て、ただ勝手に言うのではなくて、私はこう思うのですけれ

ども、区長さんどうですかというある程度区長さんとも調整をしながらでも、委員としての危険箇所としての認識をこの委員会に提案させていただけたらというふうに思うのですが、いかがですか。

委員長 それは、できればそういう形をとりたいと思うのです。というのは、今言ったように提出が議会の最終日になるのです。ですから、その間に各区長さんとちょっと相談していただいて、今の状況出ていないのだけれども、この部分は出しておいたほうがいいのではないですかというような議論はしていただいて、区長さんが、うちのほうは全然要らないよというなら、それはそれでいいと思うのですが、その辺は一応31日までと言ってもちょっと、23日か、今月いっぱいぐらいにできないのかな。野田と藤沢地区で。

金澤委員 ちょっといいです。1回ちょっと暫時休憩してもらえます。

委員長 では、暫時休憩いたします。

午後 0時23分 休憩

午後 0時27分 再開

委員長 会議を再開いたします。

それでは、各会派からの要望提出についてであります。ただいま各自治会の要望を踏まえまして会派で取りまとめをいただきたいというふうに思っております。

今回の日程調整なのですが、事務局のほうで何か案がありますか。

事務局 議会中で非常にいろいろつかみづらい日程でございますので、完全にあいている日のほうがいいのかという気がします。そうしますと、一般質問は3日間ということになりましたので、3月16日が一般質問の予備日ということで、その辺がタイムリミットかなという気がします。

委員長 15日で終わるのだよね。

事務局 15日は多分いろいろ卒業式とかあるのかなと、私は別に関係ないのですが。

委員長 一般質問の予備日は。

事務局 16日です。参考的にはその辺で。

委員長 卒業式の午後、午前中終わるのでしょうか、卒業式は。

永澤委員 高校はどうなんだろう、全然わからない。

金澤委員 高校は卒業式どこなの。

永澤委員 高校は3月15日はないと思います。

金澤委員 ないのか。

永澤委員 中学ですよ。

委員長 では、16日が一番間違いないですかね。それでは、次回は3月16日の9時半からとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 では、そんな形でさせていただきたいと思います。

次に、その他で何かございますか。事務局のほうで何かありますか。

〔(ちょっとよろしいですか) という人あり〕

永澤委員 済みません。3月16日に委員会開くということであれば、新たな地図のないものは、もうちょっと早くに出しておいてあげたほうが。

委員長 その辺は提出者というか……

永澤委員 今、決めていただければありがたいのですが、事務局のほうの可能な時間ということで、10日とか用意できる……

委員長 執行部のほうで、例えば今、話したように、この地図ができる時間はどのくらいかかります。

〔枚数によるよね〕という人あり〕

市民生活課長 掲載する枚数、その数にもよるのですが。あと、今回、現地調査行かさせてもらったのですが、それをなしにすれば、図面だけであればそれほどの時間はかからないと思いますが。

委員長 では、10日ぐらいまでに出してもらえばいいのかな。

市民生活課長 そうですね、その数にもよりますけれども。

委員長 その辺は委員さんの判断でひとつお願いしたいと思います。というのは、16日までに提出ということですので……

吉澤委員 会派の要望も15、前日ではなくて、当日でいいのですか。

委員長 16日に提出していただきたい。

金澤委員 最初に、だって答申の報告書も見なければいけないのです。

委員長 そこで大丈夫です。大丈夫ですよ。

〔(ちょっと休憩して) という人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午後 0時31分 休憩



午後 0時36分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、その他でございますが、何かございますか。

事務局 お手元に新聞記事のコピーを配付させていただいたのですけれども、12月17日の朝日新聞の埼玉版に出ていた記事でございます。国道の危険箇所ということで国交省の大宮国道事務所のアドバイザー会議ですか、こちらでインターネットのアンケートで50カ所の危険箇所を抽出したというニュースがございました。ホームページで調べましたら、2枚目に地図があるのですけれども、こういった形で圧倒的にさいたま市が多いのですが、2番目として入間市が上がっているということです。3ページ目にどこの箇所かというのが載っておりまして、入間市においては国道16号で7番、8番、9番、10番ですか、4カ所、それから下のほうに行きまして、一番下です。50番ということで463号のほうで下藤沢ということで4カ所、国道における危険箇所、これはあくまでアンケート調査のようですけれども、こういった発表がございましたという情報提供でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。これ皆さんじっくりと見ていただきたいと思っておりますので、これはどこから出てきたの。

事務局 国土交通省の大宮国道事務所が、道路交通環境安全推進アドバイザー会議というのを設立したそうで、そこが行ったアンケート

調査というふうに理解しておりますけれども。この記事によりますと、インターネットのアンケートなどで50カ所に絞ったというふうな記載がございます。詳細はちょっと承知しておりません。

委員長 入間市が2番目なのだ。

〔(そうです) という人あり〕

委員長 はい、わかりました。

ほかにございますか。

金澤委員 これ、この委員会が2年任期ということですので、皆さんに延長云々の話。

委員長 今回、先ほど議会運営委員会のほうでこれを一時最終日で交通対策、基地対策がここで打ち切るとのことなのですが、交通対策としてはこのまままだ続けるということでもよろしいですね。というのは、まだまだ案件が幾つも出ておりますので、それが終了するまで、あと2年間引き続きやっていくと。改選になったら、また新たに設置するという形をとりたいと思いますが、よろしいですか。

〔(はい) という人あり〕

委員長 では、やり方というのは、事務局のほうに聞きますけれども、最終日なのかな。

事務局 多分基地対策にしても、交通対策にしても最終日に委員長報告という形でやって、そこで、任期的にはその日いっぱいという形ではあるのですが、報告したことが一つの区切りかなと。そこで継続という提案になるのか、新規設置という提案になるのか。

かまたちよつと事務方で調整しますけれども、それでまた新たに設置の議案提案をしまして、そこで委員の選考をいたしまして、また発足という形になるのかなと思います。

委員長　　今、事務局のほうからも話がございましたが、延期か、新たに設置か、その辺については事務局のほうでいろいろ考えていただきまして、最終日に報告したいと。いずれにしても交通対策はまた継続というか、やっていくということになりましたので、ひとつよろしく願いいたします。

ほかにありますか。

〔(ありません) という人あり〕

△ 閉会の宣告（午後 0時41分）

委員長　　なければ、本日の議事はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって交通対策特別委員会を閉会といたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

交通対策特別委員会委員長 近 藤 常 雄